

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	追加議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第8号）	2
②	追加議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）	4
③	追加議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	6
④	追加議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	7
⑤	追加議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）	8
⑥	追加議案第6号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	9
⑦	追加議案第7号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	9
⑧	追加議案第8号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	9
(2)	協議事項について	11
①	追加議案の取扱いについて	11
(3)	報告事項について	12
①	議会報告会・意見交換会及び高校生と矢板市議会との意見交換会の報告について	12
②	公立泉保育所の継続について	13
③	工事請負契約の変更について	16
④	矢板市自治公民館建設費補助金交付要綱の改正について	21
4	その他	23
5	閉会	24

日 時	令和6年12月12日(木)	午前10時00分～午前11時00分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 教育長
- ③ 総合政策部長兼総合政策課長
- ④ 秘書広報課長
- ⑤ 総務部長兼総務課長
- ⑥ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑦ 高齢対策課長
- ⑧ 子ども課長
- ⑨ 健康増進課長
- ⑩ 市民生活部長兼生活環境課長
- ⑪ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長
- ⑫ 建設部長兼建設課長
- ⑬ 教育部長兼教育総務課長
- ⑭ 生涯学習課長
- ⑮ 上下水道事務所長兼水道課長

- 森 島 武 芳
- 伊 藤 由 悟
- 和 田 理 男
- 宮 本 典 子
- 高 橋 弘 一
- 沼 野 晋 一
- 加 藤 清 美
- 斎 藤 敦 子
- 高 橋 理 子
- 山 口 武
- 村 上 治 良
- 柳 田 豊
- 佐 藤 裕 司
- 佐 藤 賢 一
- 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
 - ② 副主幹
 - ③ 副主幹
- 星 哲 也
 - 粕 谷 嘉 彦
 - 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） 全員協議会を開会いたします。

初めに市長から御挨拶があります。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催にありまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、追加議案といたしまして、補正予算 5 件、条例の一部改正 3 件、計 8 件を提出させていただきます。

各追加議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げまして御挨拶といたします。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 追加議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）

○議長 3 議題、(1)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

これから追加議案第 1 号から第 5 号までの説明を各会計所管しております課長から順に説明してまいりますけれども、いずれも令和 6 年人事院勧告に伴う職員給与費等の補正となっております。

それでは追加議案第 1 号につきまして御説明してまいります。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。追加議案第 1 号、令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）、以下の朗読は省略させていただきます、2・3 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、19款繰入金と21款諸収入で補正を行っております。歳入補正額の合計は5,199万2,000円、歳入総額158億9,368万7,000円となります。

それでは、次の4・5ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、1款議会費から10款教育費で補正しております。歳出補正額の合計は5,199万2,000円、歳出総額158億9,368万7,000円となります。

続きまして、予算に関する説明書で御説明してまいります。4・5ページをお願いいたします。2の歳入でございます。19款繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算対応のため、財政調整基金を取り崩すものでございます。これによりまして令和6年度の取崩し額は2億1,218万4,000円になっております。なお、令和6年度末の財政調整基金の残高につきましては、14億7,700万円になる見込みでございます。次の21款諸収入の保健事業と介護予防等の一体的事業、こちらは訪問看護師の人件費の増加に伴う追加計上となっております。

それでは、続きまして6・7ページをお願いいたします。3の歳出でございます。冒頭にも申し上げましたけれども、今回の補正予算におきましては、令和6年人事院勧告に伴う職員の給料、期末勤勉手当、職員共済組合の負担金、退職手当負担金の補正を行っております。給料につきましては、人事院勧告で示されました民間給与との格差2.76%を埋めるため、給料月額を改正することに伴う補正でございます。また、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、支給割合を0.10月分引き上げることに伴う補正でございます。それらの引き上げに伴いまして、職員共済組合負担金と退職手当負担金も補正しております。また、会計年度任用職員の報酬や期末勤勉手当などの補正も行っております。さらに、この一般会計におきましては、特別会計

における職員給与費に対する一般会計からの繰出金の補正も行っております。
6 ページから 17 ページにかけまして、それぞれの予算科目、款・項・目にお
きまして、それら人件費の予算計上がございます。それぞれの説明につきまし
ては、省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、18 ページからの資料につきましては、給与費明細書でござい
ます。1 の特別職でございますが、これは市長・副市長・教育長、また議員分
の補正前後の比較の表となっております。次の 19 ページの上段アのところに
つきましては、こちらは職員に係る給料や期末勤勉手当、共済費の比較でござ
います。下段のイにつきましては、会計年度任用職員に係る報酬や期末勤勉手
当、共済費の比較となっております。簡単な説明ですが、一般会計の説明は以
上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 追加議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長 ②について説明を求めます。

○高齢対策課長（加藤清美） 追加議案第 2 号につきまして、御説明いたします。

補正予算書の 7 ページを御覧ください。追加議案第 2 号、令和 6 年度矢板市
介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、以下の朗読につきましては省略させて
いただきます。

次に 8・9 ページをお開きください。上の段の歳入につきましては、3 款国
庫支出金から 8 款繰入金の補正を行いまして、歳入補正額の合計は 299 万
4,000 円、歳入総額は 32 億 510 万 9,000 円となります。

次に下の段の歳出です。1款総務費から5款基金積立金補正を行いまして、歳出補正額の合計は299万4,000円、歳出総額は32億510万9,000円となります。

次に詳細につきまして、予算に関する説明書で御説明いたします。予算に関する説明書の24・25ページを御覧ください。初めに歳入でございます。3款国庫支出金の2項3目地域支援事業交付金、5款県支出金の2項2目地域支援事業交付金及び、8款1項4目地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業費の認知症総合支援事業に係る人件費の増額に対し、それぞれの負担割合に応じて補正するものでございます。8款1項2目その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金は、総務費の職員給与費と事務費繰入金は、介護認定調査に係る会計年度任用職員の人件費の増加に伴い補正するものです。

続きまして、26・27ページを御覧ください。歳出につきましては、1款総務費及び3款地域支援事業費において、高齢対策課介護保険担当職員4名、税務課職員1名、介護認定調査に係る会計年度任用職員4名及び高齢対策課保健師1名に係る人件費につきまして、人事院勧告に伴う補正を行っております。

次に28・29ページを御覧ください。5款基金積立金は、地域支援事業費の人件費に係る第1号被保険者の負担分について調整するものです。30・31ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 追加議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 ③について説明を求めます。

○健康増進課長（高橋理子） それでは補正予算書11ページをお願いいたします。

追加議案第3号、令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、以下の朗読は省略いたしまして、次の12・13ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては、8款の繰入金で補正を行っておりまして、歳入補正額は159万円、歳入総額は35億8,582万円となります。

歳出につきましては、1款の総務費及び6款の保険事業費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は159万円、歳出総額は35億8,582万円となります。

続きまして、予算に関する説明書で御説明させていただきます。予算に関する説明書36・37ページをお願いいたします。2の歳入から御説明いたします。8款1項1目一般会計繰入金4節、職員給与費等繰入金は、人事院勧告に伴う職員6名分の給与費等の繰入金です。次に3歳出ですが、1款1項1目一般管理費の職員給与費等につきましては、健康増進課国保医療担当職員3名分、2項1目賦課徴収費の職員給与費等は、税務課で国保を担当している職員2名分、6款2項1目特定健康診査等事業費の職員給与費等は、健康増進課管理栄養士1名分の人事院勧告に伴う給与費等の補正でございます。次の38・39ページ、給与費明細書につきましては、記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

④ 追加議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 ④について説明を求めます。

○水道課長（柳田恭子） 補正予算書15ページを御覧ください。

追加議案第4号、令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）、以下の朗読は割愛させていただきます。

詳細につきまして、予算に関する説明書42・43ページ、令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）、実施計画を御覧ください。収益的収入及び支出の支出において、1款1項5目総係費を100万円増額し、水道事業費用総額を7億170万円に、資本的収入及び支出の支出において、1款1項1目施設整備費を110万円増額し、資本的支出総額を5億2,860万円に補正しようとするものでございます。

44ページ、令和6年度矢板市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。この補正に伴い、記載のとおり修正いたしました。

続いて45ページ、給与費明細書は、水道課職員9人分の給与費の補正前後の明細でございます。46・47ページ、令和6年度矢板市水道事業会計補正予算明細書は先ほど説明いたしました補正の節ごとの明細を記載しております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

⑤ 追加議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 ⑤について説明を求めます。

○上下水道事務所長（柳田恭子） 補正予算書17ページを御覧ください。

追加議案第5号、令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）、以下の朗読は割愛させていただきます。

詳細につきまして、予算に関する説明書50・51ページ、令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画を御覧ください。収益的収入及び支出の支出において、1款1項3目総係費を55万6,000円増額し、下水道事業費用総額を7億2,696万3,000円に、資本的収入及び支出の支出において、1款1項1目管渠建設改良費を51万1,000円増額し、資本的支出総額を4億2,423万8,000円に補正しようとするものでございます。

52ページ、令和6年度矢板市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。この補正に伴い、記載のとおり修正いたしました。続いて53ページの給与費明細書は、下水道課職員7人分の給与費の補正前後の明細でございませぬ。54・55ページ、令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算明細書は、先ほど説明いたしました補正の節ごとの明細を記載しております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

- ⑥ 追加議案第 6 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - ⑦ 追加議案第 7 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - ⑧ 追加議案第 8 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
-

○議長 次に、⑥から⑧について一括説明を求めます。

○総務課長 それでは、続きまして条例改正の御説明をさせていただきます。

これから一括で御説明いたします、三つの議案につきましては、いずれも令和 6 年人事院勧告に伴う改正でございます。追加議案第 6 号につきましては、市議会議員に係るもの、追加議案第 7 号は市長・副市長・教育長に係るもの、そして、追加議案第 8 号は職員に係る改正となっております。

それではまず、追加議案第 6 号につきまして御説明させていただきます。議案書の 2 ページをお願いいたします。追加議案第 6 号、矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。以下、改正内容の説明をさせていただきます。この改正につきましては、矢板市議会議員の期末手当の支給割合を年に 100 分の 5 を引き上げる改正となっております。3 ページでございますけれども、記載されております第 7 条の改正につきましては、期末手当の支給割合の改正になります。現行、100 分の 170 から 100 分の 175 に改正するものでございます。そして次の 4 ページの附則でございます。附則の最後の第 2 項の期末手当の内払いでございます。12 月の期末手当の支給日は 12 月 10 日となっております。12 月 10 日に改正前の 100 分の 170 で支給いたしまして、その後差額分として、100 分の 5 を支給するということを規定したものととなっております。なお、差額分の支給予定でございますけれども、12 月 26 日を予定しております。追加議案第 6 号の説明は以上でございます。

それでは続きまして、追加議案第 7 号につきまして御説明させていただきます。議案書の 5 ページをお願いいたします。追加議案第 7 号、矢板市長等の給

与及び旅費に関する条例の一部改正について。こちら改正内容の説明をさせていただきます。この改正は、市長・副市長・教育長に係るものとなっております。改正の内容でございますけれども、先ほどの追加議案第6号、こちらで御説明した内容と同じ内容でございますので、説明のほうは省略させていただきます。追加議案第7号につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、追加議案第8号につきまして御説明させていただきます。議案書の8ページをお願いいたします。追加議案第8号、矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について。以下の朗読は省略いたしまして、改正内容を説明させていただきます。9ページでございますが、第1条矢板市職員の給与に関する条例の一部改正、こちらにつきましては、職員に係る改正を行うものでございます。まず、第19条の期末手当の改正につきましては、令和6年人事院勧告によりまして、年100分の5を引き上げられることによる改正となっております。現行100分の122.5から100分の127.5に改正するものでございます。なお、6級以上の特定幹部職員、本市におきましては、部課長級の特定幹部職員につきましては、現行100分の102.5から100分の107.5に改正するものでございます。次の10ページでございますが、上から3行目の第3項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対しての支給割合の改正となっております。

続きまして、中ほど第20条の勤勉手当の改正につきましても、令和6年人事院勧告によりまして、年に100分の5を引き上げられたことによる改正でございます。次の11ページに改正内容が記載されておりますが、期末手当と同様の改正となっております。

次に、別表第1の改正でございます。こちらは、民間給与との格差2.76%を

埋めるための人事院勧告に基づいた給料月額に改正するという内容でございます。この給料月額の改正につきましては、本年4月に遡って適用されてまいります。

続きまして16ページをお願いいたします。中段第2条の改正がございますが、こちらは任期付職員に係る改正となっております。特定任期付職員、高度の専門的な知識・経験などを有するものとして採用する特定任期付職員の期末手当と給料、そして17ページになりますが、別表第2につきましては、それ以外の任期付職員の給料を改正するという内容でございます。

続きまして附則でございますが、次の18ページの一番下、第3条の給与の内払いにつきましては、今回の期末勤勉手当の改正や給料月額の改正に伴う給料と諸手当につきましては、差額分を支給するというものを規定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、3議案についての説明となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 追加議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) 追加議案の取扱いについて御協議申し上げます。

本日、市長から追加議案第1号から追加議案第8号までの追加議案8件が提出され、議長からその取扱いについて協議していただきたい旨の諮問があり、

本日午前9時から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、当初議案の審議終了後、委員会付託を省略し、直ちに審議をお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 それでは、議運長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 議会報告会・意見交換会及び高校生と矢板市議会との意見交換会の報告について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○議会報告会運営委員長(伊藤幹夫) 議会報告会・意見交換会及び高校生との意見交換会の開催結果につきまして、その概要を御報告申し上げます。

初めに、議会報告会・意見交換会につきましては、市民の皆様からいただきました過去の提言・要望を踏まえ、2年間を通し各常任委員会で課題を精査し、視察研修をもとに10月6日、矢板市生涯学習館2階研修室1におきまして、午前の部、総務常任委員会「デジタル活用について」、午後の部、教育福祉産業常任委員会「公共施設の活用について」を開催いたしまして、延べ27名の市民の皆様が御参加され、様々な御視点から御意見をいただくことができました。

次に、高校生との意見交換会につきましては、11月14日木曜日、矢板市文化スポーツ複合施設におきまして、現在進んでおります矢板市役所の新庁舎整

備検討に対し、高校生の視点から意見を取り入れるべく、「高校生の考える新しい市役所」をテーマに「Y a i t a C r a f t」と称し、ゲーム形式をとって、今年は初めて市内の3校合同で開催させていただき、環境も地域も違う高校生たちの多様な視点から御意見をいただくことができました。

まちづくりは人づくり、まちづくりに終わりはなく定義もございません。今回、夢をカタチにするべく、市民の皆様・高校生の皆様が、矢板市の未来へのまちづくりの過程に関わることにより、矢板市へのふるさと愛が育まれ、誇りを感じ、シビックプライドが醸成され、矢板市発展の一助になればと思います。

議会報告会・意見交換会及び高校生との意見交換会で頂戴いたしました御意見等につきましては、報告書としてまとめ、本日から市議会ホームページで公開をいたします。これからも、各世代のそれぞれの思いを受け止め、矢板市の発展に貢献できる議会として、また、議員として取り組んでまいり所存でございます。

最後に、お忙しい中、多くの皆様に御参加を承りましたこと、また御協力をいただいたことに深く感謝を申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 公立泉保育所の継続について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○子ども課長（斎藤敦子） 公立泉保育所の継続について御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。本件の趣旨は、現在、公立保育所として運営しております泉保育所については、令和6年度に泉きずな館に移転して

おり、令和7年度から運営方法を公立保育所から公私連携型保育所へ移行する方針を令和4年度に決定しましたが、移行先法人との具体的な手続きを進めていく過程においてその予定を変更し、運営方法は現在のまま、公立保育所として泉保育所の運営を継続していくというものです。補足になりますが、公私連携型保育所とは、平成27年に児童福祉法改正により開始された制度で公私連携保育法人が運営する民設民営の保育所でありつつも、市が指定する法人と市の関与を明確にする協定を締結して保育所運営を行う形態のことを指します。運営する法人と市の関与を明確にしますので、公立保育所が担っている役割や現在の泉保育所の特色を維持し、その上で、民間の手法を取り入れて、より充実するような運営を行うことを想定しておりました。

今回、運営方法を現在の公立保育所を継続することにつきまして、概要を御説明いたします。まず、1について、令和3年12月に子ども課において、公私連携型保育所へ運営方法を移行しようとする方針案を決定しました。方針案につきましては、国の地域における保育所保育士等のあり方に関する検討会において、人口減少地域における保育所のあり方として、公私連携型保育所の活用が提示されておりました。矢板市においても、この手法を導入し、先ほども申しましたが、公立と民間の双方のメリットが生かされると考え、令和4年12月の庁議で審議をして方針を決定しております。

決定事項の内容は、過去に公立1か所は残す方針として泉保育所を維持した経緯があることについては、公私連携型保育所は、公立の要素もある運営方法でもあって、運営法人は市と関わりが深い矢板市社会福祉協議会を想定し、在園児及びその保護者に影響がないよう、派遣制度を活用して、現在の市の保育士が引き続き業務に当たる想定で、令和7年度から公立保育所から公私連携型保育所へ移行するというもので、このことに関しては、令和5年1月の全員協

議会で報告しております。

次の2について、令和3年度の方針案の決定から令和4年度の方針決定、これは公表する前までにおいてですが、移行するために必要な要件について整理検討を行いました。その過程で法令・人事・予算の詳細に関して、確認が不十分でありまして、今年度移行する手続きを進める中で、実現できない状況が判明しました。具体的に申しますと、派遣制度に係る法令や条例に基づき、派遣先として想定していた矢板市社会福祉協議会では、派遣職員の人件費の一部を負担しなければなりません。協議の結果、負担ができない、また、矢板市社会福祉協議会が負担できない人件費の一部においては、市から財政的な支援はできないということが判明しまして、派遣制度の活用ができない状況となってしまいました。矢板市福祉協議会においても、現在の保育士が業務に当たることでの運営を想定しておりましたので、在園児童とその保護者に影響のない保育体制が確保できない状況であると運営は厳しいということになりました。

このような状況から、公立保育所維持継続する方針としております。なお、泉保育所そのものは、現行からの変更はございません。御利用いただいておりますお子さんとその保護者には影響はございませんので、その点については、御心配はありません。

このような経過を踏まえ、概要の3について、泉保育所は現在、資格や豊富な経験がある保育士が在園児童とその保護者と長期的に関わりを持っており、落ち着いた保育環境の下、多様なニーズにも対応している状況です。このような中で、本市の児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴う保育ニーズは増加していくものと考えられ、限られた財源の中で、保育の質を確保しつつ、サービスの充実は必要であると考えますので、引き続き泉保育所のあり方については、中長期的に調査研究してまいり

ます。

今回のような決定した方針が実現できない、このような状況が発生しないよう、保育所のあり方検討においては、多角的に十分に丁寧に進める組織体制で対応してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 工事請負契約の変更について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○教育総務課長（佐藤裕司） 工事請負契約の変更について、概要を説明させていただきます。

矢板中学校体育館長寿命化改修工事につきましては、令和6年矢板市議会定例会第396回定例会議におきまして、議案第4号として議決いただき、同日付で工事請負契約を締結したところです。今回の変更理由につきましては、施工中に新たに判明した既存屋根の補強、堅樋（雨樋）の入替え、屋外給水管の布設替え、音響設備の入替え、壁下地や建具等の取替えなど、既存設備の劣化対応等、本工事の目的である体育館の長寿命化に必要な項目を追加工事としたことによるものです。

変更増額は、契約額の11.5%増の1,980万円で、変更後の総額は1億9,250万円となる予定です。また、契約工期は当初の令和7年2月10日から追加工事に伴い2月25日まで15日間延長する予定です。

本件につきましては、12月5日に工事監理業務委託の受注者から工事内容

の変更箇所と変更増額が提出され、これを受けて教育総務課で内容を確認し、事前の協議内容と相違ないことを確認いたしました。

今後、12月下旬に変更実施伺の決裁を経て、請負業者と変更の仮契約を締結する予定です。このため、令和7年1月の市議会随時会議に議案として提出しますことを御理解賜りたく御報告いたします。

説明は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員 まず、市長にお願いなのですが、教育長指名の答弁で、市長から許可が出れば教育長に答弁をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長 質問の内容は。

○宮本議員 まず、この追加工事の中学校の工事関係なのですが、音響設備等もあるのですが、内容としては、こういった学校施設関係のいろいろな建て替えとか、新築も含めてなのですが、当事者である学校のほうに連絡とか、行政のほうと深い意見の調整をしながら組み立てていくものか。これかなり、今、東小が・・・ちょっとずれますが、・・・今、休憩中だよ。

○議長 いいえ。

○宮本議員 いろいろなことがあるので、現場で使い易いような体制を取っているのかなという疑問が市民の中に多くあるものですから、現場におられました教育長に現場の様子を聞きたいという趣旨でございます。

○議長 続けます。

答弁を求めます、教育長よろしいですか。

○教育長（伊藤由悟） ただいまの御質問にお答えします。

私、10月まで現場におったわけなのですが、体育館の長寿命化の工事につきましては、教育総務課の方々と学校とで連絡調整などを図り、学校の要

望もこんなふうにしたという事は伝えさせていただき、それを考慮していただいで工事のほうを進めていただいでいます。ただし、今回の予定になかった部分、発生した部分については、急遽ということですので、学校のほうに説明はしているかと思うのですけれども、要望までとはいかないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○宮本議員 はい。

○議長 そのほか、御質疑等ありませんか。

○渡邊議員 かなり追加の金額が多いかなと思ったのですが、音響とか雨樋と
いうことでお聞きしたのですが、前もって早めに調査をするということでは
きなかったのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○教育総務課長 まず、音響設備についてなのですけれども、これに関しまして
は、設計が終わった後に施工着手の前の段階で中学校のほうからこれが壊れ
て使えないという連絡があったものであります。ですから、設計後に分かった
ことだということであります。

また、雨樋に関してなのですけれども、これは少し説明を加えなければなら
ないのですが、既存屋根の補強といったものもお話したかと思えます。実際に
新たな屋根、現在あるこの屋根にカバー工法といいまして、新たな屋根を載せ
るわけなのですけれども、その際に既存屋根の末端部に下地がなかったという
ことが分かったため、まず下地を追加し補強を行いました。その関係がありま
して、雨樋の入替えが生じたわけです。屋根の補強に伴って、この縦樋の接続
位置が変更となったということで、これも施工後に分かったことあります。

以上でございます。

○渡邊議員 説明で分かりました。金額も大きいので、今後いろいろな工事とか出てくると思うのですが、前もって細かなところまで予算の差額が出ないような体制で、今後お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑等ありませんか。

○掛下議員 教えていただきたいのですが、音響設備と雨樋との費用の振分けがどのようになっているかということと、あと音響については何が悪いのか、教えていただきたい。

○議長 答弁を求めます。

○教育総務課長 雨樋の入替金額の御質問でよろしかったでしょうか。今回の追加によって、およそ 650 万円程度の増でございます。それと音響でございますけれども、これが実質的には機械そのものの劣化といったことで、実際に十分に聞こえるような状態ではなく、支障が出たということでございます。

以上です。

○掛下議員 1,900 万のうち雨樋が 650 万で、その差引きでいうと 1,200 万ぐらいが音響だと思うのですが、かなり大規模な音響の設備かなと思うのですが、そのような感じで間違いはないでしょうか。

○議長 暫時休憩します。 (10:47)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10:47)

○掛下議員 音響と雨樋という大きな数字だけ掴んでいたのですが、おおよその予算の振り分けを分かる範囲で教えていただきたいと思います。音響については何が悪いかという点については聞こえなかったのですが、単純に言うとなかなか駄目だったのかどうか、全面入替えかどうかとか、その辺のどこ

ろを教えてください。

○議長 答弁を求めます。

○教育総務課長 音響については、実際に聞こえの状態も良くないということで、設備全体の入替えというものでございます。金額に関しては、おおむね 50 万円ということでございます。

以上です。

○議長 教育総務課長、掛下議員は全体の五つの予算割合について質問をされています。

○議長 暫時休憩します。 (10:49)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10:50)

答弁を求めます。

○教育総務課長 全体的な追加工事の項目別の金額というふうな認識でよかったですでしょうか。

まず、五つ言いましたけど、その他にも細かなものもございます。おおむねの金額で申し上げますと、給水管の更新工事が約 330 万円、建具の修繕が 125 万円、音響が約 50 万円、正面玄関の軒の下地修繕が約 35 万円、割れておりました 2 階部分の窓ガラスの入替えが約 1 万 6,000 円、軒天のインサート金具の取付工事が約 50 万円、屋根の補強取付けが約 75 万円、雨樋の入替えが約 650 万円、内部のボード張替えが 45 万円、外壁部の A L C 板の張替えが約 105 万円、これらの処分費が約 40 万円です。

以上でございます。

○掛下議員 報告の中身につきましては今の説明でトータル 1,900 万円なのか、計算してないのでよく分からないですけども、合っていると見えています。ただ、最初に報告するときに、音響と雨樋というふうに言われたので、えらい高いな

と単純に思ったので質問しました。したがって、こういう報告をするときには、きちんと項目別に質問を受けなくても分かるように数字的などころは書いて欲しいなと思います。かつ、これを見ましたら建具とか音響のほうは分かりました。雨樋以外は後から出た項目ですけども、この辺は事前の予算を決める段階で想像がつかなかったかどうか。やってみたらやっぱり何だかたくさん出てきたということになると、あまり良くないと思いますので、事前調査を含め、その辺のほう、いかがなものかなということ質問したいと思います。事前に分からなかったかどうかですね。

○議長 答弁を求めます。

○教育総務課長 今回の追加工事に関しましては、これはやはり施工後に判明したものでありまして、事前には分からないものでありました。

以上です。

○掛下議員 内容によっては分からないのもあると思いますが、屋根は交換しなきゃ駄目だったら分かるのですけども、給水管にしても音響、建具にしても、少なくとも事前調査をしっかりとやれば、私はもうちょっと分かるのではないかと思います。だから、計画予算とそごがないようにしっかりした調査をして、見積りを取るということをやるべきだと思いますので、そんな形で意見を申し上げて終わりとします。

○議長 そのほか、御質問等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市自治公民館建設費補助金交付要綱の改正について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○生涯学習課長 矢板市自治公民館建設費補助金交付要綱の改正について報告をいたします。

この要綱の改正については、9月定例会議における齋藤典子議員からの一般質問に対する答弁において、補助対象項目や適用基準など、見直しを検討する旨答弁をいたしました。その後検討を行い、この度その内容がまとまりましたので、御報告をするものです。

資料を御覧ください。改正の目的は、自治公民館は、高齢者の生きがいつくりや災害時の避難場所として使用されることなどから、自治公民館の環境改善を図ることを目的として改正を行うものでございます。改正の内容の主なものは、補助対象の「①新築」においては、現在66㎡以上との基準を設けておりましたが、近隣市町で特に基準を設けていないということ等もありましたので、本市においても建築面積に関する基準を削除いたしました。改正前の「②増改築」、「③改造」については、それぞれ補助率を定めておりましたが、改正後は「②増改築等」として、現状の一番高い補助率に統一をすることといたしました。また、夏場の酷暑により自治公民館の活動に影響が出ていると考えられるエアコンの設置と令和9年で蛍光灯の生産が終了する照明器具のLED化についても補助対象とし、現状の取付・改修にかかる費用額から補助対象を10万円以上といたしました。改正後の「③手すりの取付け及び段差解消」につきましては、少しでも高齢者などが利用しやすい環境とするため、特出しとして追加し、こちらにも実際の費用額から5万円以上といたします。

今後は、年内に各自治公民館長あてに改正内容の周知を行いまして、希望する各自治公民館を取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4 その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありますか。

○社会福祉課長(沼野晋一) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について御報告いたします。資料はございませんので、お聞き取りください。

この重点支援地方交付金につきましては、11月22日に閣議決定された、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に盛り込まれたものでございます。この交付金のうち、低所得世帯支援枠では、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として給付金の支援を行う。また、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については、世帯人数が多いことを考慮して、子供一人当たり2万円を加算する旨が盛り込まれておりまして、11月29日に閣議決定された令和6年度補正予算第1号案に計上されたところでございます。なお、この補正予算案につきましては、現在、臨時国会において審議中でありまして、制度内容につきましては国からいまだ詳細が示されておらず、支給方法や時期等について、現在のところ未定でございます。

今後、国から重点支援地方交付金制度の詳細が示され次第、早急に支給できるよう準備を進めてまいります。また、その執行に伴う補正予算につきましては、国の動向を見ながら適切に対応してまいりますので、議員の皆様におかれましては、よろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほかについて何かございますか。

○建設課長(柳田 豊) 賠償請求調停事件についての御報告でございます。資料はございませんので、お聞き取り願います。

この件につきましては、令和6年11月29日の全員協議会で御報告させていただきましたが、昨日午前10時から大田原簡易裁判所の民事調停におきまして、申立人が取下げをいたしましたので、御報告させていただきます。議員の皆様方には大変御心配をおかけいたしました。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほかについて、ほかに何かございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(11:00)

令和 年 月 日

議長